

## 支援金申請対象者

### 次の ① ~ ⑥すべてに該当する方が対象となります。

- ① 次のいずれかに該当する方
- (1) 移住直前に継続して5年以上群馬県以外の地域に在住し、本市に転入した日から3年経過していないかた
- (2) 館林市本社機能誘致移住奨励金の支給を受けたかた
- ② 本市から市有地を購入し、土地の登記名義人となったかた
- ③ 市有地を購入後、1年を経過するまでに住宅を建築し、所有権保存登記をしているかた
- ④ 購入した土地に定住し、購入した土地以外に市内に住宅が建築可能な土地を所有していないかた
- ⑤ 支給対象者及びその構成員が館林市暴力団排除条例に該当せず、市税の滞納が無いかた

### 申込方法

#### 窓口もしくは郵送にてお申し込みいただけます。

申請に必要な書類等は、市役所窓口で配布しているほか、市HPからダウンロードできます。

受付期間: 随時受付中

※なお、申込多数の場合は、抽選により購入者を決定させていただきます。

市役所ホームページURL・QRコード

https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/sp008/010/030/20201119165501.html



# 支援金申請書類(マイホーム建築後提出書類)

#### 申請書類

- ① 館林市市有地活用移住定住支援金支給申請書(様式第1号)
- ② 住民票の除票の写し(転入した日から過去5年間の住所が確認できるもの)又は、戸籍附票
- ③ 土地及び住宅の登記事項証明書(発行日から1か月以内のもの)
- ④ 住宅の平面図
- ⑤ 誓約書(様式第2号)
- ⑥ 館林市本社機能誘致移住奨励金支給決定通知書の写し(該当者のみ)
- ⑦ 住宅工事の請負契約書の写し(市内業者と契約し、加算金を受取る場合のみ)



館林市 政策企画部 企画課 政策推進係

〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号(館林市役所庁舎3階)

電話番号: 0276-47-5102 (直通) / E-mail: kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp

問い合わせ